

平成27年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成27年5月20日 開会

平成27年5月20日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成27年第2回新十津川町議会臨時会

平成27年5月20日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第4 議案第29号 財産の取得について

○出席議員（11名）

1番	進 藤	久美子	君	2番	杉 本	初 美	君
3番	鈴 井	康 裕	君	4番	小 玉	博 崇	君
5番	白 石	昇 君		6番	西 内	陽 美	君
7番	安 中	経 人	君	8番	青 田	良 一	君
9番	長 名	實 君		10番	笹 木	正 文	君
11番	長谷川	秀 樹	君				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田	義 信	君
副町長	小 林	透 君	
教育長	久保田	純 史	君
住民課長	遠 藤	久美子	君
建設課長	村 中	忠 夫	君
教育委員会事務局長	野 崎	勇 治	君
会計管理者	乗 松	真寿美	君
代表監査委員	山 本	忍 君	

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮	正 人	君
--------	-----	-----	---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から、平成27年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。
1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第28号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） 改めておはようございます。ただ今、上程いただきました議案第28号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

- 1、契約の目的、みどり区自治会館建替工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、工事場所、新十津川町字中央。4、契約金額、金8,208万円。5、契約の相手方、権戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

なお、参考資料として裏面には、指名業者、工事の概要、なお、履行期間については、平成27年11月16日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 進藤久美子でございます。契約の方法について、指名競争入札。この意味がちょっと分かりませんので教えていただきたいのと、契約金額8,208万円、これは、税込の価格でしょうか、それとも税抜きの価格でしょうか。もし税込の価格でしたら、消費税分いくらかかっているか、お教え願います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは1番議員さんのご質問にお答えいたします。2点あったかと思うのですが、まず1点目、入札の方法ということで、指名競争入札という事で、今回やらさせていただいてますけれども、一般的には、一般競争入札というのが基本ではございますけれども、こういう工事請負等に関しましては、指名の参加の資格審査受付をやって、登録した業者から指名して、入札を行うという方法をとってございますので、今回、この方法でやらさせていただいたという事でございます。

それから2点目の、契約金額につきましては、これは税込でございまして、税額といたしましては、608万円でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 耐震の審査を受けまして、新しく行政区会館を建て直すという事については、大変ありがたいことだと思っています。実は、議会の方で、議会報告会というのを開催いたしまして、みどり区に赴いた時に、ちょっと会館の話が出まして、建ててもらえるのは大いに結構なんですけれども、細かい話を詰めがなされていないというような事が区長さんからありまして、例えば、駐車場の舗装は、誰が負担するのかとか、それから、会館の中のストーブの取り扱いをどうするのかというふうな部分のことについて、やや説明不足というか、協議不足というか、そういうことを感じたのですけれども、総務課長さんいらっしゃいませんけれども、そういう部分の話し合いがきちとなされたのかどうかという事の確認を1点したいなと思っております。

つまり区長さんは、その時に変わりますので、当然、新しく行政会館ができることによる区の負担というのでも出てくるはずでございまして、そういったことが、きちと理解されているのかどうかを確認したいと思います。

もう1点、参考までに、工事請負費の財源の割り振りについて、新しい議員さんもおられますので、資料がありましたら、すべて一般財源なのか、ほかにいろいろなお金が入っているのか、そういった部分についても、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。以上2点、質問させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林 透君） それでは私の方から、ご答弁を申し上げます。地域の方との細かい詰めということでございますが、区長連絡協議会の方で、しっかりとその部分については説明をしていると。その費用等々、それから、経費の部分についても話を詰めているというふうにしております。その部分については、しっかりと行政側の代表と話をしているというふうにしてございます。

それと、駐車場の費用負担等につきましては、きちっと従前のルールが規定されてございます。そのルールについては、自治会館の部分に係る経費の負担割合ということで、規定がございますので、その規定のルール、従前のルールに基づいた形で進めていくという形でございます。

費用負担につきましては、今、調べますので、後ほどご説明申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

追加で、補足説明をお願いします。

○建設課長（村中忠夫君） もう1点のご質問、財源の割り振りということで、あったかと思うのですけれども、この会館の建替えについては、社会資本整備総合交付金事業ということで、補助事業でございます。そのうち、補助対象経費といたしましては、既存の建物の面積に上限額を掛けた額。それと、今回の工事の建替えに要する費用の、どちらか安価な方の価格を補助対象経費といたしまして、その3分の1が補助金という中身になってございます。その補助金以外につきましては、今回、行政区の自治会館整備事業債ということで、100パーセント起債という財源の内訳になってございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第29号、財産の取得についてを議題といたします。提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今、上程いただきました議案第29号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、ミニロータリ除雪車1台。2、取得の目的、建設機械の老朽による更新。当該建設機械は、平成13年度に購入されたものを更新するものでございます。3、契約の方法、指名競争入札。4、取得価格、2,149万2千円。5、契約の相手方、旭川市永山2条9丁目1番33号、北海道川重建機株式会社旭川支店、支店長、日野泰次。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、指名業者、財産の規格等を記載をしてございます。なお、納入期限は、平成27年12月10日でございます。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 取得の目的でございます。建設機械の老朽化による更新、この更新という内容が、ちょっとどういう内容なのか教えていただきたいのと、取得金額2,149万2千円。これもまた先ほどと同じように、税込み価格でしょうか。もし、税込み価格でしたら、消費税を教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは、1番議員さんのご質問にお答えいたします。まず、更新の内容といたしますか、既存の車両が今ほど町長、説明したように、平成13年度に購入したもので、まる14シーズン使ったという形で、機械自体が老朽化してきているものですから、新しい車両に代えるということが更新という事でご理解を願いたいというふうに思います。で、今回のちょっと話は変わりますけれども、今回のこの契約については、既存の機械の交換といたしますか、その部分は今回の契約の中には含まれておりません。それと、その契約額につきましては税込みでございます、税額は159万2千円でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成27年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員